

(質問)

緊急輸送道路とはどういう道路ですか。

(回答)

大規模な地震が起きた時に避難・救助をはじめ、物資の供給や諸施設の復旧等広範囲な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に、重要な路線を緊急輸送路として定めています。この道路は、緊急時には原則として一般車両は通行禁止となります。

緊急輸送道路は、隣接都県との連携強化及び県の庁舎と主要都市等を相互に結ぶ道路（緊急輸送路1次路線）や、これらの道路と市町村役場、主要な防災拠点（救急物資等の備蓄拠点等）を相互に連絡する幹線的な国道、県道、市町村道（緊急輸送路2次路線）を指定しています。

○ 指定路線の概要（山梨県内分）

- ・ 高速自動車国道（日本道路公団管理）
中央自動車道西宮線・富士吉田線
- ・ 自動車専用道路（日本道路公団管理）
東富士五湖道路
- ・ 有料道路（山梨県道路公社管理）
清里高原有料道路、河口湖大橋有料道路
- ・ 一般国道（国土交通省管理）
国道20号、52号、138号、139号
- ・ 一般国道（山梨県管理）
国道137号外8路線
- ・ 県道（山梨県管理）
甲府市川大門線外52路線
- ・ 市町村道（該当市町村管理）
甲府市道富士見通線外13路線

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県土木部道路維持課
担当	道路施設維持担当
電話	055-223-1963
F A X	055-223-1699
E - m a i l	douroji@pref.yamanashi.jp
ホームページ	http://www.pref.yamanashi.jp